

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ 報酬算定・運営基準

「平成 29 年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。」
「平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」

○ お知らせ

「介護職員奨学金返済・育成支援事業 事業計画書を受付中！」
「東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！」
「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習 受講者募集中！」
「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(キャリアパス導入促進事業費補助)事業計画書を募集中！」
「平成 30 年度 訪問看護にかかる支援策について」
「「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い」
「東京都国民健康保険団体連合会主催 平成 30 年度介護サービス事業者支援研修会の開催について」
「次世代介護機器の活用支援事業の事業計画書を募集します！」
「ICT 機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業の補助対象事業所を募集します！」
「高齢者見守り人材向け出前講座お申込み 受付中！」

○ 最近の動向

「介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施」

平成30年 7月1日発行 第168号

本号より、次ページ以降の各ページ下部にある【編集兼発行元】の電話番号が変更になりました

報酬算定・運営基準

○ 平成29年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。

平成29年度に加算の算定をした全ての法人(事業者)について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成30年7月31日(火曜日)となっております。

実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算について>平成29年度実績報告について

【介護職員処遇改善加算について】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL 03-5320-4343 (直通)

※受付時間：平日9時00分～17時30分(12時00分～13時00分を除く)

○ 平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

平成29年10月23日付29福保高介第1197号「福祉用具貸与の介護給付費における適正な請求について」にて、介護給付費明細書の記載やTAISコード又は福祉用具届出コードの確認等について御案内させていただいているところですが、厚生労働省から「平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」の通知が発出されておりますので、福祉用具貸与事業者の皆様におかれましては、遺漏なく御対応くださいますようお願いいたします。

特に、介護給付費明細書に記載できる暫定的な商品コード（「99999-999999」）については、平成30年5月貸与分までとなり、平成30年6月貸与分以降、暫定的な商品コードを記載した場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますので御留意ください。

【重要】平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/11_taiyo.html

お知らせ

○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業 事業計画書を受付中！

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、平成30年度から、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施します。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員（有期雇用を除く）として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して補助します。

現在、第一回事業計画書を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、今年度は平成30年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度（介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験）」を有する施設、事業所が対象です。

【提出期限】平成30年7月27日（金曜日）必着

【提出方法】郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

TEL:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593

MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問合せについては、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いてFAXまたはメールでお願いします。

○ 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 平成 30 年 9 月 28 日（金曜日）

【提出先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借上げ支援事業担当（介護）

【提出方法】 配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。
(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の法人を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を下記の日程で開催します。申込方法等の詳細については財団ホームページをご確認ください。

【日 程】

	日にち	時間 ※	申込締切日（必着）
1	7月18日（水）	15：00	7月13日（金）
2	8月10日（金）	10：00	8月 8日（水）
3	9月 4日（火）	15：00	8月31日（金）

※ 受付及び開場は開始時間の15分前からとなります。受付時間以降にお越しく下さい。

【会 場】

公益財団法人東京都福祉保健財団 研修室1又は研修室2（小田急第一生命ビル5階）

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団
事業者支援部 運営支援室 宿舎借上げ支援担当（介護）
TEL 03-3344-8548

○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習 受講者募集中!

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成30年度評価者(アセッサー)講習は、現在第1期の受講者を募集しています。受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

早期にレベル認定評価に取り組んでいただくためには、**第1期での受講をお勧めいたします**。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業 (アセッサー講習受講支援事業費補助：アセッサー講習受講にかかる経費の補助) については、8月下旬頃に交付申請書提出の受付を開始する予定です。

【申込受付期間】

○第1期 6月12日(火) ～ 7月11日(水)

○第2期 8月21日(火) ～ 10月1日(月)

【受講期間】

○第1期 8月上旬～9月27日(集合講習は9月27日(木))

○第2期 10月中旬～12月11日(集合講習は12月11日(火))

【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。

(<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

【受講に係る費用】

22,810円(税込)

(内訳)

- ・受講料 19,980円(税込)
- ・講習指定テキスト代 2,700円(税込)
- ・払込取扱手数料 130円(税込)

【お問合せ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

電話 03-5402-4882

《介護キャリア段位制度とは?》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何が出来るかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

○ 東京都介護職員キャリアパス導入促進事業(キャリアパス導入促進事業費補助) 事業計画書を募集中!

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援しています。

本事業による補助を受けるためには、事業計画書の提出が必要となりますので、活用を検討されている事業者におかれましては、お早めに東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、現在(事業計画書提出時)アセッサーが事業所に在籍しておらず、かつレベル認定者が在籍していない場合は、「交付申請基準日である平成31年1月1日現在、レベル認定者が事業所に在籍している」という補助要件を満たすことがスケジュール上、大変困難となりますのでご了承願います。

【提出期限】 平成30年7月31日(火曜日)【必着】

【提出方法】 郵送にて、必要書類を提出してください。

【提出先・申請についてのお問い合わせ】 〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

【制度担当】 介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

○ 平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切: 7月31日(火) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切: 7月31日(火)
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション等事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	H31年1月12日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

(※1) 認定看護師資格取得支援事業、及び(※2) 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等) 確保支援事業<産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL 03-5320-4267 FAX 03-5388-1395

お知らせ

○ 「介護サービス情報の公表」に係る報告(調査票の提出)のお願い

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額(消費税・利用者負担額を含む)が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報を都道府県知事に報告することが義務付けられております(介護保険法第115条の35)。

このたび、東京都では、介護保険法施行令第37条の2第1項等に基づき、「平成30年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定いたしました。

これに基づき、東京都指定情報公表センターより報告対象事業所へ、6月29日付で「計画実施通知書」を送付いたしました。

つきましては、「介護サービス情報報告システム」による報告をお願いいたします。

なお、今年度、訪問調査の対象事業所におかれましては、調査実施につきましても御協力をお願いいたします。

調査票	基本情報	運営情報	事業所の特色
既存事業所	必須	必須	任意
新規事業所	必須	—	任意

※ 「事業所の特色」について

平成24年度の情報公表システムの見直しにより、従業員や利用者の特色に関する情報、定員の空き状況、写真や動画等を事業所の任意で公表できる枠組みがございます。公表している内容については随時更新が可能ですので、ご活用いただきますようお願いいたします。

【報告方法及び公表内容のお問合せ先】

指定情報公表センター TEL 03-3344-8630

【本制度のお問合せ先】

介護保険課介護保険担当 TEL 03-5320-4291

○ 東京都国民健康保険団体連合会主催 平成30年度介護サービス事業者支援研修会の開催について

介護業界の最重要課題は、介護人材の確保・育成・定着対策です。一人ひとりの職員が、専門性を活かし、やりがいをもって働きつづけられる職場環境を構築して、その定着を図る必要があります。

介護サービスの提供においては、複数の職員がチームで利用者の支援を行うことから、利用者と職員、職員間のコミュニケーションが求められます。職員の定着を図り、チームによる質の高いサービスや支援を行うために、職員同士の信頼関係、相互協力・サポートの促進が重要です。

また、現場におけるリーダーを養成し、離職の大きな要因である職場環境を改善することも、介護の仕事の魅力を高め、介護人材の確保となるとともに、職員の定着やサービスの向上につながります。

○JTが不可欠な介護現場での介護人材の確保・育成・定着となる人材育成技法（コミュニケーションの改善、モチベーションの向上、チームでの協働など）について、笑いあふれる参加型研修を下記のとおり開催いたします。是非とも、ご参加ください！！

■開催日時及び会場■

(1) 平成30年9月13日(木)13:00~16:10 (受付開始 11時00分~)

文京シビック大ホール (住所:文京区春日1-16-21)

東京メトロ丸ノ内線、南北線「後楽園駅」直結

都営地下鉄三田線、大江戸線「春日駅」(文京シビックセンター前)

(同時開催) ポスター展示 苦情対応事例の紹介
文京シビック大ホール 1階ロビー 11:00~15:00

(2) 平成30年10月16日(火)13:00~16:10 (受付開始 11時00分~)

ルネこだいら大ホール (住所:小平市美園町1-8-5)

西武新宿線「小平」駅 徒歩3分

(同時開催) ポスター展示 苦情対応事例の紹介
ルネこだいら 展示室 11:00~15:00

■講演概要及びスケジュール■

11:00~13:00	受付 ※苦情対応事例の紹介(ポスター展示) 同時開催
13:00	開会
13:00~16:10 (休憩含む[20分間])	介護人材の確保・育成・定着に向けて ~チーム力とコーチングによる質の向上を目指して~ 特定非営利活動法人 学習学協会 理事 本間 直人氏 [講演概要]コーチングを応用して、介護の現場のコミュニケーションを改善し、モチベーションを向上し、スタッフ間、スタッフ家族間のチーム連携の実現及び離職防止対策、クレーマー対策について体験的に学び、職場に持ち帰る指針とする。
16:10	閉会

(1)、(2)両日とも講演内容及び講師は同一となります。諸事情により時間が変更となる場合があります。

■対象者■

都内介護（予防）サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業事業所の管理者等で受講を希望する者

■申込方法■

東京都国保連合会ホームページ上からお申し込みください。

HOME > 介護事業所等の皆様 > 平成30年度介護サービス事業者支援研修会開催のお知らせ
(URL : <https://www.p-unique.co.jp/30kaigokensyu/>)

※申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

■申込期限■

第1回 平成30年9月6日（木）

第2回 平成30年10月9日（火）

■参加費■

無 料

■問合せ先■

「介護サービス事業者支援研修会」事務局

電話：03-6264-6435

○ 次世代介護機器の活用支援事業の事業計画書を募集します！

介護従業者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入に必要な経費の一部を補助します。

【補助内容】

	①次世代介護機器導入支援事業	②次世代介護機器導入促進事業
対象サービス	(介護保険法に定める) 居宅サービス・介護予防サービス・ 地域密着型サービス・介護保険施設	(介護保険法に定める) 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護
対象機器	移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援	移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援 ※ただし1台あたり60万円を超える機器に限る。
補助基準額	1台あたり60万円	1事業所あたり200万円
補助率	1/2	3/4
限度台数	(施設・居住系サービス) 定員10名につき1台 (在宅系サービス) 定員20名につき1台	なし

【申込受付期間】

平成30年7月17日(火曜日)から9月3日(月曜日)まで

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【申請書類等】

東京都福祉保健局のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/index.html>

【お問合せ先】

計画課計画調整担当 TEL03-5320-4596

○ ICT機器活用による介護事業所の負担軽減支援事業の補助対象事業所を募集します！

居宅サービス事業所における介護職員の負担軽減を図り、離職率低下や職場環境の改善等、介護人材の定着に資するICT機器の導入に必要な経費の一部を補助します。

【申込受付期間】

平成30年7月17日(火曜日)から9月3日(月曜日)まで

【対象サービス】

訪問介護事業所

【補助額】

1事業所につき、補助基準額上限

100万円(補助率3/4)

※1法人につき1事業所まで

【補助対象】

- ① 介護業務支援システムの導入のために必要なソフトウェア等の購入費、リース料、保守料、工事費、通信運搬費
- ② 介護業務支援システムの導入支援に係る講習やセミナー等の受講料
- ③ システムの導入に当たって、最低限必要な備品等の購入費

【必須機能】

- ① 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録できる機能
- ② 記録した情報等を事業所内で共有できる機能
- ③ 事業所外で記録できる機能

【申請書類等】

東京都福祉保健局のホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/index.html>

【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

【お問合せ先】

計画課計画調整担当 TEL 03-5320-4591

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月11日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

○ 介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施

福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月29日(火曜日)、6月4日(月曜日)、7日(木曜日)の3日間にわたり、新宿文化センター大ホール及び都議会議事堂都民ホールにおいて、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護療養型医療施設、短期入所療養介護事業所の各医療系介護サービス事業所に対する集団指導を講習会形式で実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、事業所に理解を促し、適切なサービス提供を確保するために、毎年度実施しているものです

今年度は介護報酬改定年度にあたることから、例年説明している事業運営上の留意事項や介護報酬の算定に関する事項、実地指導で見られた不適切事例など実務に直結する内容に加えて、人員・運営基準や介護報酬算定要件の改正点についても説明しました。

3日間で合計1,312事業所(出席率約94%)と、多くの事業所が出席しました。

なお、集団指導の資料を以下のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→福祉保健の基盤づくり>事業者の方へ>集団指導資料>集団指導資料(介護保険法関係)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/shudan/shudan.html>)